

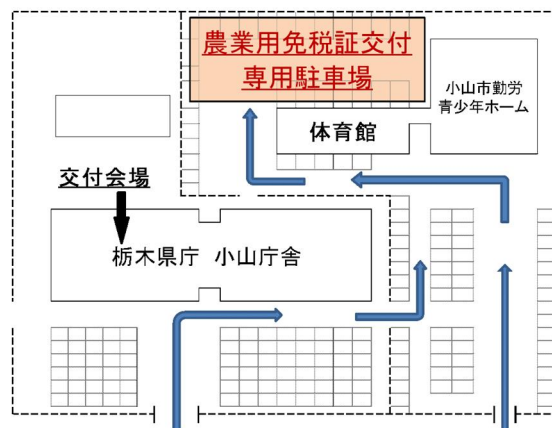
《小山市にお住まいの方》

令和7(2025)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年1月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。
今年度も、**栃木県庁小山庁舎(本館4階会議室)**で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりです。交付を希望する方は、御確認ください。

1. 受付日、受付時間、対象地区および会場案内図(小山庁舎：小山市犬塚3-1-1)

受付日	受付時間・対象地区	
	午前 (9:00~11:30)	午後 (13:00~15:30)
令和7(2025)年 1月9日(木)	中地区	大谷地区
1月10日(金)	寒川地区	穂積地区
1月14日(火)	共同・受委託	共同・受委託
1月15日(水)	豊田地区 (両毛線南側)	豊田地区 (両毛線北側)
1月16日(木)	生井地区	絹地区
1月17日(金)	間々田地区	桑地区



※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。
 ※更新手数料420円は、つり銭の無いよう御協力をお願いします。
 ※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。
 ※マスクの着用等、感染症予防策については個人の主体的な選択を尊重し個人の判断に委ねますが、発熱や風邪の症状等がある方は、来場を見合わせるようお願いします。

2. 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)
(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)
- (3) 使用者証更新手数料 420円(※新規申請及び使用者証更新の場合)
- (4) 耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
 ②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
 ③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
 ④耕作証明書等が必要となる方は、事前に農業委員会で申請手続きを行ってください。

3. 問い合わせ先

- 栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 Tel.0282-23-6882
- 小山市農業委員会事務局 Tel.0285-22-9243 (耕作証明書について)